

第 1 0 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 2 8 日 (金)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年3月28日(金) 午後1時25分 から 2時30分

2. 開催場所 せたな町役場 第1会議室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		譲
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成

4. 欠席委員(2人)

1番	竹	内	厚	子
13番	大	口		寧

5. 議事日程

- | | |
|----|--|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について |
| 第2 | 会期の決定について |
| 第3 | 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について |
| 第4 | 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条該当) |
| 第5 | 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第31条該当) |
| 第6 | 議案第4号 農業委員会による最適化活動の目標決定について |
| 第7 | 議案第5号 農地法第18条の規定による通知について |
| 第8 | 議案第6号 農地法第5条の規定による許可について
(農業委員会等に関する法律第31条該当) |
| 第9 | 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小	林	和	仁
農地係長	松	林		功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局

若干時間が早いのですが、ただいまより第10回せたな町農業委員会総会を開会いたします。一点事務連絡がございます。本日事務局長が議会に出席しております。議会終了後、遅れての参加となりますのでご了承願います。では、開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦勞様でございました。
やっとホームグラウンドである第1会議室に戻ってきましたのでの総会でございます。
今年は大変雪が多かったわけですが、3月に入ってどんどん融雪が進みまして、ビニールのかかったハウスが見受けられるようになりました。大変忙しい時期となってまいりました。

会長

そういったなかで、先日人事異動などの発表がありました。農業委員会の小林事務局長が課長補佐待遇から課長へ昇格されました。折を見て祝辞を述べ、お祝いの席を設けたいと思っております。

会長

本日の総会は、議案第7号まで案件でございます。慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきたいと思います。

事務局

ありがとうございます。
本日、1番竹内委員、13番大口委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は13名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、4番大羽委員、5番西川委員を指名いたします。この指名は、第10回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和 7 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 9 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、

[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 20 筆、現況地目は全て畑、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、解約の申出は、借主の [REDACTED]さんからで、解約理由につきましては、他に賃貸借している農地と更新時期を合わせるためでございます。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。

番号 10 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、

[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 10 筆、現況地目は全て田、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、解約の申出は、借主の [REDACTED]さんからで、畑地化事業により単価の見直しをするため。また、他に賃貸借している農地と更新時期を合わせるためでございます。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 11 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、

[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 15 筆、現況地目は全て畑、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、解約の申出は、借主の [REDACTED]さんからで、解約理由につきましては、他に賃貸借している農地と更新時期を合わせるためでございます。

事務局

資料 4 ページをご覧ください。

番号 12 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、

事務局

■さん。所在につきましては、■、■、■、■の計4筆、現況地目は全て田、面積が合わせまして■㎡、解約の申出は、借主の■さんからで、畑地化事業により単価の見直しをするため。また、他に賃貸借している農地と更新時期を合わせるためでございます。

事務局

資料5ページをご覧ください。

番号13番。貸主が、■、■さん。借主が、■、■、■、■さん。所在につきましては、■、■、■、■、■、■の計10筆、現況地目は全て畑、面積が合わせまして■㎡、解約の申出は、借主の■さんからで、解約理由につきましては、他に賃貸借している農地と更新時期を合わせるためでございます。

事務局

資料6ページをご覧ください。

番号14番。貸主が、■、■さん。借主が、■、■、■、■さん。所在につきましては、■、■、■、■、■、■の計6筆、現況地目は全て田、面積が合わせまして■㎡、解約の申出は、借主の■さんからで、畑地化事業により単価の見直しをするため。また、他に賃貸借している農地と更新時期を合わせるためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第31条該当)】

議長

「日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」

議長 (農業委員会等に関する法律第 31 条該当) を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 3 ページをご覧ください。
 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
 農地法第 4 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その転用申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。
 令和 7 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 7 ページをご覧ください。
 番号 1 番。申請者につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、現況地目が畑、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、農業用施設(倉庫)の建設でございます。隣接する [REDACTED] につきましては、昨年転用の際に許可済みでございます。
 転用事由の詳細につきましては、倉庫が老朽化しているため解体し、新たに倉庫を建設するためでございます。転用期間は許可日から永久、位置図につきましては 8 ページの図 1 に掲載しております。

事務局 こちらの申請地につきましては、農用地区域内の転用であり、既存の農業倉庫が老朽化していることから、一昨年、昨年に建設した倉庫に隣接する用地に新たに農業用倉庫を建設するもので、効率的な経営につながるものであり、近隣の営農にも影響を与えないものと判断し、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。
 なお、農業振興地域の用途変更については令和 7 年 4 月中に認められる見込みとなっております。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
 議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
 よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 5 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 7 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 まず、事前に補足説明致します。資料 12 から 16 ページ、番号でいいますと 22 から 26 につきましては、[]さんが離農されることに伴いまして、2 年後の新規就農される方のつなぎの為の契約となっております。では、説明に入ります。

事務局 資料 12 ページをご覧ください。

番号 22 番。利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[]、[]、[]、[]の計 5 筆、面積が合わせまして []㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2028 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が []円、賃貸価格が []円、新規でございまして。

事務局 資料 13 ページをご覧ください。

番号 23 番。利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]の計 13 筆、面積が合わせまして []㎡、利用目的は採草畑と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2028 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が []円、賃貸価格が []円、新規でございまして。

事務局

資料 14 ページをご覧ください。

番号 24 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 11 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2028 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、新規でございます。

事務局

資料 15 ページをご覧ください。

番号 25 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 9 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田と採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2030 年 3 月 27 日までの 5 年間、田んぼの単価が 円、畑の単価が 円、賃貸価格が 円、新規でございます。

事務局

資料 16 ページをご覧ください。

番号 26 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 8 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2028 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、新規でございます。

事務局

資料 17 ページをご覧ください。

番号 27 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 8 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2028 年 3 月 27 日までの 3 年間、田んぼの単価が 円、畑の単価が 円、賃貸価格が 円、継続でございます。

事務局

資料 18 ページをご覧ください。

事務局

番号 28 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者はお二方おりまして、一人目は[REDACTED]、[REDACTED]さん、二人目は、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 6 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2028 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

資料 19 ページをご覧ください。

番号 29 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2028 年 3 月 27 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED]円、畑の単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

資料 20 ページをご覧ください。

番号 30 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2028 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

資料 21 ページをご覧ください。

番号 31 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2028 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

資料 22 ページをご覧ください。

番号 32 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、

期間につきましては、2025年3月28日から2030年3月27日までの5年間、単価が 〇〇円、賃貸価格が 〇〇円、継続でございます。

資料 23 ページをご覧ください。

〇〇さん。利用権の設定等をする者、
〇〇さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計6筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025年3月28日から2028年3月27日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

資料 24 ページをご覧ください。

■さん。利用権の設定等をする者、
■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計6筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます。期間につきましては、2025年3月28日から2028年3月27日までの3年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

資料 25 ページをご覧ください。

[redacted] [redacted] [redacted]さん。利用権の設定等をする者、
 [redacted]、[redacted]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、
の計 2 筆、面積が合わせて [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらの契約
につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025 年 3 月
28 日から 2028 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED]
円、継続でございます。

資料 26 ページをご覧ください。

____さん。利用権の設定等をする者、____さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]の計 30 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2028 年 3 月 27 日までの 3 年間、(畑地化した) 田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、

賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

資料 27 ページをご覧ください。

番号 37 番。利用権の設定等を受ける者、

____さん。利用権の設定等をする者、____さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
の計 19 筆、面積が合わせま
して m^2 、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借で
ございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2028 年 3 月 27
日までの 3 年間、(畑地化した)田んぼの単価が 円、畑の単価が 円、
賃貸価格が 円、継続でございます。

資料 28 ページをご覧ください。

番号 38 番。利用権の設定等を受ける者、

____さん。利用権の設定等をする者、____、____さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 16 筆、面積が合わせまして [REDACTED]
㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、
期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2028 年 3 月 27 日までの 3 年間、
(畑地化した) 田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格
が [REDACTED] 円、継続でございます。

資料 29 ページをご覧ください。

番号 39 番。利用権の設定等を受ける者、

____さん。利用権の設定等をする者、____
____、____さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計9筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025年3月28日から2028年3月27日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

資料 30 ページをご覧ください。

番号 40 番。利用権の設定等を受ける者、

■さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計4筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は採草草と転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025年3月28日から2028年3月27日までの3年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

資料 31 ページをご覧ください。

番号 41 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 7 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2030 年 3 月 27 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 32 ページをご覧ください。

番号 42 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2030 年 3 月 27 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 33 ページをご覧ください。

番号 43 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2030 年 3 月 27 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 34 ページをご覧ください。

番号 44 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 8 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約は使用貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 3 月 28 日から 2030 年 3 月 27 日までの 5 年間、新規でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 農業委員会による最適化活動の目標設定について】

議長 【日程第6 議案第4号 農業委員会による最適化活動の目標設定について】を議題と致します。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案7ページをご覧ください。
議案第4号 農業委員会による最適化活動の目標設定について
農業委員会等に関する法律第7条に基づく、せたな町農業委員会「令和7年度最適化活動の目標の設定」について議決を求める。
令和7年3月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料の38ページをご覧ください。
こちらにつきましては、毎年目標を設定し、北海道および北海道農業会議へ報告することとなっております。
資料38ページに農業委員会の現在の体制、資料39・40ページに最適化活動の目標を載せております。目標の数値に関しましては、昨年同様の数値とさせて頂きました。内容につきましては記載の取りですので説明は割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7 議案第5号 農地法第18条の規定による通知について】

議長 「日程第7 議案第5号 農地法第18条の規定による通知について」を

議長	議題といたします。
議長	事務局より説明願います。松林係長。
事務局	はい。追加議案 1 ページをご覧ください。 議案第 5 号 農地法第 18 条の規定による通知について。 農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。 令和 7 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。
事務局	追加資料 1 ページをご覧ください。 番号 15 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 3 筆、現況地目は全て田、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、解約の申出は、[REDACTED]さんからで、解約理由につきましては、経営規模縮小のためでございます。
事務局	以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。
議長	はい。説明が終わりました。 議案第 5 号について質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。 【日程第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】
議長	「日程第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。
議長	事務局より説明願います。松林係長。
事務局	はい。追加議案 3 ページをご覧ください。 こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農地法第 5 条の規定による許可申請について、北海道農業会議より許可相当の回答を得たので許可を行う。

令和 7 年 2 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料の 2 ページをご覧ください。

番号 1 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[]、[] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、地目は畑、面積が [] m² の内 [] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [] m²、保安区域が [] m²、砂利採取量が [] m³。砂利採取後は、表土及び客土により埋戻し整地し農地として使用できるよう復元し返還する。転用期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 20 日、位置図につきましては、3 ページの図 1 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましては、令和 7 年 3 月 19 日の北海道農業会議第 11 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。追加議案 5 ページをご覧ください。

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

事務局

令和7年3月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料4ページをご覧ください。

番号45番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2025年3月28日、対価の支払期限が2025年11月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価は[REDACTED]円、売買価格は[REDACTED]円でございます。

事務局

追加資料5ページをご覧ください。

番号46番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計6筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2025年3月28日、対価の支払期限が2025年11月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価は[REDACTED]円、用悪水路の単価が[REDACTED]円、売買価格は[REDACTED]円でございます。

事務局

追加資料6ページをご覧ください。

番号47番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2025年3月28日、対価の支払期限が2025年4月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価は[REDACTED]円、売買価格は[REDACTED]円でございます。

事務局

追加資料7ページをご覧ください。

番号48番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計6筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2025年3月28日、対価の支払期限が2025年4月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価は[REDACTED]円または[REDACTED]円、売買価格は[REDACTED]円でございます。

事務局

追加資料8ページをご覧ください。

番号49番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

[redacted] [redacted] [redacted]さん。利用権の設定等をする者、[redacted]
 [redacted]、[redacted]さん。

補足ですが、[REDACTED]さんは経営移譲年金を受給されており、特定処分対象農地ですので、賃貸期間を10年と設定しております。

番号 50 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] さん。

番号 51 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

番号 52 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

番号 53 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

16

事務局

転作田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025年3月28日から2028年3月27日までの3年間、田んぼの単価が [] 円、畑の単価が [] 円、賃貸価格は [] 円、新規でございまして。

事務局

追加資料13ページをご覧ください。

番号54番。利用権の設定等を受ける者、 []、 [] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、 []、 [] の計4筆、面積が合わせまして [] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025年3月28日から2028年3月27日までの3年間、単価が [] 円、賃貸価格は [] 円、新規でございまして。

事務局

追加資料14ページをご覧ください。

番号55番。利用権の設定等を受ける者、 []、 [] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、 []、 []、 []、 [] の計6筆、面積が合わせまして [] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025年3月28日から2028年3月27日までの3年間、田んぼの単価が [] 円、畑の単価が [] 円、賃貸価格は [] 円、新規でございまして。

事務局

追加資料15ページをご覧ください。

番号56番。利用権の設定等を受ける者、 []、 [] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、 []、 []、 [] の計5筆、面積が合わせまして [] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025年3月28日から2030年3月27日までの5年間、単価が [] 円、賃貸価格は [] 円、継続でございまして。

事務局

追加資料16ページをご覧ください。

番号57番。利用権の設定等を受ける者、 []、 [] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 [] の計11筆、面積が合わせまして [] m²、利用目的は水田、こちらの契約は使用貸借でございまして、期間につきましては、2025年3月28日から2028年3月27日までの3年間、継続でございまして。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号

事務局	の要件を満たすものと考えます。以上でございます。
議長	はい。説明が終わりました。 議案第7号について質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第10回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 4 月 30 日

会議録署名委員

4 番 大 羽 孝 志

5 番 西 川 譲

議 長 原 田 真 博